

生活支援サービス 契約書

事業者 株式会社 S O Y O K A Z E (以下「甲」という) と入居者 _____ (以下「乙」という) とは、賃貸借(サービス付き高齢者向け住宅)の目的である建物「西東京ケアコミュニティそよ風」における生活支援サービスの提供について、次のとおり契約を締結する。

本契約は特定施設(介護予防)入居者生活介護の契約を締結していない入居者を対象とする。

第1条 (契約の目的)

甲は、乙に対し生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスに對価として第3条のサービス料金を甲に支払うことを約す。

第2条 (生活支援サービス)

甲が乙に提供する生活支援の内容の詳細は別紙①に記載する。

第3条 (サービス料金)

1 基本サービス料金は、月額 11,000 円(税込)とし、1ヶ月に満たない期間のサービス料金は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

2 その他の生活支援サービスについては、別紙①に記載した通りとする。

3 乙によるサービス料金の支払い時期・方法については、この契約書にある第5条の規定を準用する。

4 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第4条 (利用料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には甲乙協議のうえで、利用料金を変更することが出来る。

・料金変更を行なう場合は、変更の理由や算定根拠等について、事前に入居者に説明する。

第5条 (料金の支払い)

1 第3条1の料金について、甲は明細を付して 翌月 15 日までに乙に請求し、乙は、27 日までに甲へ口座引き落としの方法で支払う。

2 第3条2の料金について、甲は明細を付して 翌月 15 日までに乙に請求し、乙は、27 日までに甲へ口座引き落としの方法で支払う。

3 甲は、乙から料金の支払いを受けたときは、乙に領収書を発行する。

第6条 (有効期間)

本契約は、次の各号の場合に終了する。

- ① 乙が死亡したとき
- ② 甲から解除の意思表示がなされたとき
- ③ 乙より解約の申入れがあつたとき
- ④ 甲乙間の本建物に関する建物賃貸借契約が終了したとき

第7条 (秘密保持)

1 甲及び甲の職員は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙、連帯保証人及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らさないこととする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

2 第1項の定めに問わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、本人の同意を得るものとする。

第8条 (緊急時の対応等)

甲は、乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じる。

第9条 (賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰するべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙もしくは連帯保証人に対してその損害を賠償する。

第10条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に関する要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

第11条（連帯保証人）

- 1 乙は、契約時に連帯保証人（以下「丙」という。）を定めるものとする。
- 2 丙は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する丙に支障が生じたときは、直ちに甲にその旨を届け出るとともに、甲の承認を得て新たに連帯保証人を定めるものとする。
- 4 丙は、住所を変更したときは直ちにその旨を甲に届けるものとする。

第12条（重要事項の説明・確認）

契約の締結にあたり、甲は乙及び丙に対し、別に作成する生活支援サービス重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承した。

第13条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、本建物の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（本契約に定めのない事項）

甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
この契約に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議のうえ定める。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

年　　月　　日

(甲)

<住 所> 東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル

株式会社SOYOKAZE

<氏名> 代表取締役 中川 清彦 印

(乙)

<住 所>

<氏名>

印

<丙>

<住 所>

<氏名>

印

介護サービス等の一覧表

別紙①

	自立		(要支援、要介護Ⅰ~Ⅴ区分)			
介護を行う場所	西東京ケアコミュニティそよ風					
	基本サービスに含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	備考	消費税
<介護サービス>						
○巡回	希望者	—	隨時	—		非課税
・夜間22:00~6:00	体調不良時等は介護認定者に準じる	—	夜間：2時間おきの巡回	—		
○食事介助	なし (*)	1,650円／1回	随时	—		
○排泄介助	なし (*)	1,650円／1回	随时	—		
○おむつ交換	なし (*)	1,650円／1回	随时	—		
○おむつ代	なし (*)	実費負担	—	実費負担		
○入浴（一般浴）	14時~19時	—	週2回	—		
・清拭	—	—	随时	—		
・介助	なし (*)	1,650円／1回	随时	—		
○特浴介助	—	—	週2回	—		
○身辺介助	なし (*)	1,100円／30分	随时	—		課税
・体位交換	なし (*)		随时	—		
・居室からの移動	なし (*)		随时	—		
・衣類の着脱	なし (*)		随时	—		
・身だしなみ介助	なし (*)		随时	—		
○機能訓練	—		週2回実施	—		
○通院介助 (協力医療機関)	なし (*)	1時間2,200円	随时	—		非課税
○通院介助 (上記以外)	なし (*)	1時間2,200円	なし (*)	1時間2,200円		
○緊急時対応	随时	—	随时	—		
・ナースコール	随时	—	随时	—		
<生活サービス>						課税
○居室清掃	なし (*)	880円／1回	週2回	左記以外は1回 880円		
○リネン交換	なし (*)	880円／1回	週1回	左記以外は1回 880円	洗濯は洗濯機にて対応可能な物のみ、それ以外は外部に委託にて実費負担	
○日常の洗濯	なし (*)	880円／1回	週2回	左記以外は1回 880円		
○居室配膳・下膳	なし (*)	1回220円	なし (*)	1回220円		
○理美容	なし (*)	実費負担	なし (*)	実費負担		
○買物代行（通常の利用区域）	週1回	左記以外は1時間1,650円	週1回	左記以外は1時間1,650円		
○買物代行（上記以外の区域）	なし (*)	1時間2,200円	なし (*)	1時間2,200円		
○役所手続き代行	月1回指定	左記以外は1時間1,650円	月1回指定	左記以外は1時間1,650円		

	自立		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)			
	基本サービス に含むサービ ス	その都度徴収 するサービ ス	介護保険給 付、月額利用 料に含むサー ビス	その都度徴収 するサービ ス	備考	消費税
○生活指導・栄養指導	随時	—	随時	—		
○服薬支援	なし	—	随時	—		
○生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし	—	随時	—		
<入退院時、入院中のサービス>						
○移送サービス	—	—	未実施(非移送事業者)	—		
○入退院時の同行 (協力医療病院)	なし(*)	1時間2,200円	随時	—		課税
○入退院時の同行 (上記以外)	なし(*)	1時間2,200円	なし(*)	1時間2,200円		
○入院中の見舞い訪問　洗濯回収等	週1回(協力医療機関の場合)	左記以外は 1時間2,200円	週1回(協力医療機関の場合)	左記以外は 1時間2,200円		
	なし(*)	1時間2,200円	協力医療機関以外	1時間2,200円		
○健康診断	なし(*)	年2回 (実費負担)	なし(*)	年2回 (実費負担)		非課税
○金銭等保管管理 (別途規程の通り)	なし	希望者のみ対応 費用発生なし	なし	希望者のみ対応 費用発生なし		

介護サービスの内容

別紙②

介護を行う場所	西東京ケアコミュニティそよ風
<介護サービス>	
○巡回	日中は午前から午後のプログラムを活用し、夜間希望時随時見守り巡視を行う。
○食事介助	食事は食堂にて摂取する。体調不良などの場合は介護者が介助を行う。必要があれば居室配膳を行う。
○排泄介助	排泄は状態に応じて介助する。
○おむつ交換	尿失禁があり、おむつを必要とする方は時間毎におむつ交換を行う。
○入浴（一般浴）	全身の清潔を目的として入浴を行う。 ・清拭 体調不良等により入浴が困難な場合、暖かいタオルで身体を拭くことを行う。 ・介助 日常の動作を自分で行うことができない場合、介護者が介助しながら行う。
○特浴介助	浴槽をまたげない場合、チェアインバスなど機械浴を行う。
○身辺介助	身のまわりの介助を行う。 ・体位交換 自分で身体の向きの変更ができない場合、主に2時間毎に体位の変換を行う。 ・居室からの移動 居室からフロアーや浴室の移動を行う。 ・衣類の着脱 洋服の脱ぎ着の動作の介助を行う。 ・身だしなみ介助 整髪など身だしなみを整える動作の介助を行う。
○機能訓練	四肢の機能低下予防の為、歩行などの動作を行う。
○通院介助 (協力医療機関)	受診時に付き添い介助を行う。
○通院介助 (上記以外)	一定の料金を定め受診の介助を行う。
○緊急時対応	身体上の急変が発生した場合、緊急の対応を行う。 ・ナースコール 緊急コールが設置してあり、必要時にコールをする。
<生活サービス>	
○居室清掃	居室の整理整頓を含め清潔を維持するため清掃を行う。
○リネン交換	シーツ、枕カバー、掛け布団カバー等の交換を行う。
○日常の洗濯	基本週2回行う。
○居室配膳・下膳	居室への食事を配膳又は下膳する。
○理美容	美容師に依頼し行う。
○買物代行 (通常の利用区域)	通常の利用区域において買い物代行を行う。
○買物代行 (上記以外の区域)	通常利用区域以外は一定の料金のもとに買い物代行を行う。
○役所手続き代行	行政上の手続き代行を行う。
○生活指導・栄養指導	日々の生活が規則正しくリズムを整えるよう指導する。食事は栄養士の管理のもと調理された食事を摂取するか必要時栄養の指導を受ける。
○服薬支援	正しく処方されたとおりにお薬が服用されているか見守り支援をする。
○生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	排便の回数や睡眠時間等を観察し記録する。
<入退院時、入院中のサービス>	
○移送サービス	未実施
○入退院時の同行 (協力医療病院)	入退院時の手続きなど同行して行う。
○入退院時の同行 (上記以外)	協力医療病院以外は一定の料金のもと入退院時の手続きの同行を行う。
○入院中の見舞い訪問	入院中のお見舞いにて様子を觀察し洗濯物等は回収して洗濯する。
○その他サービス	その他必要に応じて援助を行う。

・上記表示のサービスは原則でありケアプランによる介護計画を優先します。

